

奈良県営水道企業管理規程第二号

水道局
出先機関
各課

奈良県水道局職員就業規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年七月一日から施行する。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

附則第三項及び第四項中「平成二十七年七月一日」を「平成二十八年七月一日」に改める。